令和3年7月以降保険始期用

あいおいニッセイ同和損保
立ちどまらない保険。
MS&AD INSURANCE GROUP

タフ TOUGH ケガの保険

ご案内

自転車をお乗りになる方へ

交通傷害
（交通事故危険のみ補償特約セット）

タフ・ケガの保険

きょうと自転車ほけんプラン

自転車事故によるケガ、賠償事故の一例

自転車走行中、路肩に乗り上げる際に転倒・・・

自転車で走行中、道路から自転車通行許可の歩道に乗り上げる際、路肩でバランスを崩し転倒してしまい、腰椎を骨折してしまった。

入院：27日
通院：1日
後遺障害等級第11級認定

（注）引受保険会社傷害保険契約の事故事例より

自転車に乗っていて人と衝突してしまった・・・

男子小学生（11才）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62才）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

〈神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決〉
判決認容額※：9，521万円

（注）一般社団法人 日本損害保険協会発行
「知っていますか？自転車事故の実態と備え」より

通勤・通学、買い物など、お出かけになにかと便利な自転車。
でも、自転車の運転は危険ととなり合わせ。実際に事故にあうと大変です。

※判決認容額とは、上記裁判例における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（金額は概算額）。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

きょうと自転車ほけんプラン なら

補償の概要

交通事故による「ケガ」を補償！

自転車事故をはじめ、国内外を問わず、交通事故による「ケガ」を補償します。

- 「ケガ」により、お亡くなりになったり、約款所定の後遺障害が発生した場合に補償します（傷害死亡・後遺障害保険金）。
- 「ケガ」により、医師の治療のために入院した場合に補償します（傷害入院保険金）。日帰り入院から保険金をお受け取りいただけます。

【保険金お支払例（契約パターンBの場合）】

事故の内容：自転車運転中に転倒し腰椎を骨折した。
（入院治療27日・後遺障害等級第11級認定）
保険金：5,000円×27日=**135,000円（傷害入院保険金）**
5,000,000円×15%＝**750,000円（傷害後遺障害保険金）**

損害賠償責任や法律相談費用も補償！

- 自転車事故など偶然な事故で、法律上の損害賠償責任を負担した場合または日本国内において偶然な事故により、電車等の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担した場合に補償します（日常生活賠償保険金）。また、日本国内において発生した事故に限り、示談交渉サービスのご利用が可能です。
- 日本国内の事故によるケガなどの被害について、損害賠償請求を弁護士等に委任した場合の費用（弁護士費用等保険金）や弁護士等に法律相談を行った時の費用（法律相談費用保険金）を補償します。（Aパターンのみ）

（注）詳細は、裏面「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

契約タイプと保険料

■補償項目（保険金額）

保険期間：1年

契約パターン			A	B	C
補償項目（保険金額）	傷害死亡・後遺障害保険金		700万円	500万円	10万円
	傷害入院保険金日額		7,000円	5,000円	1,000円
	傷害手術保険金		入院中に受けた手術：傷害入院保険金日額の10倍 上記以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍		
	日常生活賠償保険金		3億円（免責金額0円）		
	弁護士費用等保険金		300万円	－	－
	法律相談費用保険金		10万円	－	－
保険料	本人型	契約パターン	A1	B1	C1
		一時払	9,630円	5,580円	2,160円
	夫婦型（本人＋配偶者）	契約パターン	A2	B2	－
		一時払	12,640円	7,730円	－
	家族型（本人＋配偶者＋親族）	契約パターン	A3	B3	－
		一時払	17,610円	11,280円	－

（注）「傷害死亡・後遺障害保険金額」「傷害入院保険金日額」は本人・配偶者・親族とも同じ保険金額となります。
（注）傷害入院保険金支払限度日数：180日/支払対象期間：180日
（注）始期日時点で満69才以下の方が加入いただけます。
この保険料は令和3年7月現在の保険料に基づくものですので、保険料の改定等により変更となることがあります。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

1. 保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合（交通事故危険のみ補償特約セット）

（注1）既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
（注2）「保険金をお支払いする場合」において、治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	交通事故等によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 （注）保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	**①次のいずれかによるケガ** ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中の事故 ・被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ・被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ・地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波 ・交通乗用具を用いて競技等をしている間 ・船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの物の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間 ・被保険者が職務として次に掲げる作業のいずれかに従事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害 ①交通乗用具への荷物等の積込み作業、交通乗用具からの荷物等の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等の整理作業 ②交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業　等 **②次のいずれかの場合** ・原因がいかなるときでも、むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ・細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ・入浴中の溺水。ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。 ・原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）によって発生した肺炎　等
傷害後遺障害保険金	交通事故等によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（4%～100%） （注）保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
傷害入院保険金	交通事故等によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合(日帰り入院から補償します。)	傷害入院保険金日額 × 入院日数 （注）事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。	
傷害手術保険金	交通事故等によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の手術を受けた場合(入院を伴わない手術も補償します。)	1回の手術について次の額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5 （注）入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。	

※1　テロ行為によって発生したケガに関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
※2　被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

2. セットされる特約とその概要

補償内容が同様の保険契約（タフ・ケガの保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。
※複数あるご契約のうち、これらの特約を１つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

特約の名称	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
日常生活賠償特約※3	**■日常生活賠償保険金** ①保険期間中の次のア.またはイ.の事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ②日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等（電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。）を運行不能（正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。）にさせ、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ア.被保険者本人の居住の用に供される住宅（別荘等一時的に居住する住宅、敷地内の動産および不動産を含みます。）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	**①次のいずれかによって発生した損害** ・保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※4 ・地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波　等 **②次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害** ・被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族※5に対する損害賠償責任 ・被保険者と第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ・被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任　等
弁護士費用特約※3 （Aﾊﾟﾀｰﾝのみ）	**■弁護士費用等保険金** 日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害注1を被った被保険者が、法律上の損害賠償請求を行った結果、弁護士費用等を負担することによって損害を被った場合 注1　被保険者が被った身体の障害、または住宅・被保険者の日常生活用動産の滅失、破損、汚損または盗取をいいます。身体の障害とは、生命または身体を害することをいいます。 **■法律相談費用保険金** 日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害注1を被った被保険者が、法律相談を行った結果、法律相談費用を負担することによって損害を被った場合注2 注1　被保険者が被った身体の障害、または住宅・被保険者の日常生活用動産の滅失、破損、汚損または盗取をいいます。身体の障害とは、生命または身体を害することをいいます。 注2　被害に対する法律相談が、被害の発生日からその日を含めて３年以内に開始されたときに限ります。	**・次のいずれかによって発生した被害** ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・被保険者相互間の事故 ・自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中の事故 ・麻薬または大麻等の影響を受けているおそれがある状態での事故 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※4 ・地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波 ・大気汚染、水質汚濁等の環境汚染 ・被保険者の妊娠、出産、早産または流産　等

※3　この特約における被保険者の範囲は、本人型、夫婦型、家族型にかかわらず次のとおりです。
・本人　・本人の配偶者　・本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子
（注）日常生活賠償特約において、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。
※4　テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。　※5　配偶者、６親等内の血族および３親等内の姻族をいいます。

●この〔きょうと自転車ほけんプラン〕チラシは「タフ・ケガの保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「タフ・ケガの保険パンフレット」および「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、必要に応じて引受保険会社ホームページでご参照ください。もしくは、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問合わせください。
●「タフ・ケガの保険」は傷害補償特約をセットしたパーソナル生活補償保険のペットネームです。
●取扱代理店は引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

引受保険会社 MS&AD あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険に関するお問合わせ
あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター
保険に関するお問合わせについては、右のコードもしくは当社ホームページ（https://www.aioinissaydowa.co.jp/）　から ご確認いただくか、下記までご連絡ください。
アクセスはこちら↓
0120-101-101（無料）
・お問合わせの内容によっては、取扱代理店・扱者または引受保険会社営業店・サービスセンター等にお取次ぎさせていただく場合があります。

京都支店　京都支社
〒600-8389　京都府京都市下京区大宮通四条下ル四条大宮町２　日本生命四条大宮ビル６階
電話番号：075-821-6204

（2022年4月承認）B22－100045